

令和8年第2回議会定例会における行政報告及び議案大綱説明

(R8, 6, 9)

おはようございます。

令和8年 第2回6月東栄町議会定例会を招集しましたところ、議員各位のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。開会にあたり、皆様のご健勝を心からお喜びするとともに、日頃のご精励に対し深く敬意と感謝を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、3月定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告させていただきます。

始めに、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃以降、中東情勢は極めて緊迫しており、世界の政治・経済を大きく揺るがしています。国内においても、原油価格が高騰し、原油を精製して得られる「ナフサ」の不足により、プラスチックやゴム、塗料など、性格に必要な様々な製品に影響を及ぼしています。イラン情勢や国の動き（補正予算など）に注視しつつ、町として必要な取り組みにつきましては、迅速に対応をしてまいりたいと考えています。

さて、令和8年度も既に4月・5月と2か月が過ぎたところであり

ます。

今年度に入り、各種団体の総会等が開催されており、私も都合のつく限り、出席させていただいているところであります。

4月1日付けで、新規採用職員はじめ職員異動の辞令交付をさせていただきます。

また、同日には、小中学校教職員の辞令・発令伝達式も行われたところであります。小学校は教頭はじめ6名、中学校へは校長はじめ6名の方にご赴任いただきました。小中学校ともに「地域に学び、地域の方に学ぶ」体験活動の充実に注力させていただいており、「とうえいコミュニティスクール」との連携による取り組みは、教育現場に定着し、子どもたちが「ふるさとに誇りを持つ大きな力になっています。課題としては「中学校の部活動の地域展開」がありますが、本年度は「北設楽郡部活動地域展開推進協議会」を創設し、町村の枠を超えた広域的な連携を視野に具体的な協議をしてまいります。

次に消防団ですが、令和8年4月1日現在の消防団員は89名です。令和6年度から試行的に支援団員を基本団員に再任用して単独の足込班として活動してまいりましたが、本年度から足込班を第3分団に帰属させ、分団内の班（3班）として活動する形に移行しまし

た。また、第1分団は基本団員16名と再任用団員と一緒に活動を行う形となりました。そして、今年度は定年延長（役職定年制）について、団員の意向を確認しながら検討を始めています。

次に株式会社とうえい（とうえい温泉、介護施設、健康の館）の第24期の株主総会を5月29日に開催しましたので、本日、決算内容等の報告をさせていただきます。コロナ禍以降、非常に厳しい経営環境が続いてきましたが、皆さんの自助努力により、令和7年度末において、納付金150万円を町に納めていただきました。一定の評価はさせていただきますが、中期経営計画の達成に向けては、依然として極めて厳しい状況にあることには変わりありません。100%町が出資する第三セクターである以上、その経営基盤の脆弱さは町財政、ひいては町民の皆様の負担にも直結します。前年に比べ、入浴者も徐々に増えてはいますが、物価高騰や中東情勢の悪化による重油価格の高騰と供給の不安定化など、大変厳しい状況は続きますが、4人の役員も再任となりましたので、引き続き経営改善に向け、職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

次に北設楽郡医療等に関する協議会についてです。5月15日に

開催し、令和7年度の事業実績及び決算の報告と令和8年度の事業計画及び予算等について、ご審議いただきご承認いただきました。また、郡内各診療所の状況、診療体制についても報告をいただきました。今後も北設楽郡の医療存続のため、連携の取り組みを進めてまいります。そして、新城市を含めた東三河北部医療圏も市町村連携の強化を図ってまいりますので、よろしく申し上げます。

本協議会のあり方を再検討するための事務局部会を設けて進めていくこととし、「北設楽郡医療等に関する協議会設置規約の一部改正について」を協議いただき承認されましたので、今後3町村担当課長により、北設楽郡における課題を事務局レベルで随時進めてまいります。

東栄診療所の令和7年度の延べ外来患者数は21,489人でありました。前年に比べて1,422人の減少でした。また、一日平均患者数は88.8人で、前年が94.3人でしたので、5.5人の減でした。(特にすぎのきの里が、設楽町に移転してことにより、外来患者525人が減少したことも原因だと考えます。)

人口減少に伴い、外来患者数も年々減少傾向にありますが、本年度も診療科目は従前と変わらず診療を行っています。また、浜松医大と

の連携により、引き続き運動器検診も実施してまいります。

今後も一次医療を確保し、小規模自治体でも持続可能なへき地医療の取り組みを進めてまいります。

また、医療・介護・福祉を一体とした第2期地域包括ケア推進計画（令和6年から令和11年まで）を令和6年度に策定させていただきました。「人と人、地域社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら歳を重ね、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちの実現を目指して取り組んでいます。」

7年度に引き続き、医療と専門トレーナーが連携して住民の健康課題に取り組む「トータルコンディショニング事業」や「とうえい健康福祉のまち・人・しごと事業」を進めてまいります。

この推進計画は中間点となります。是非、計画推進にご協力くださるようお願いいたします。

そして、第2次地域福祉計画は、昨年度実施した全戸調査や関係団体のヒアリング等を基に、本年度中に計画を策定する予定ですのでよろしく申し上げます。

6月2日に SONPO ひまわり生命保険様と健康増進の取り組みで連携する協定を結びました。住民の健康づくりやがん対策のほか、従

業員の健康管理に戦略的に取り組む「経営健康」の推進に関して協力していただきます。健康セミナーの実施やスマートフォンアプリ「あいち健康プラス」を活用したウォーキングイベントの開催への協力などを想定しているところであります。

次に道路関係です。

最初に、三遠南信道路についてです。ご承知のとおり、3月14日に東栄ICから鳳来峡ICが開通し、間もなく3か月が過ぎようとしています。効果としては、所要時間が短縮され、国道151号の急カーブの回避により走行性が向上しました。このことにより、奥三河地域の観光振興や救急搬送の円滑化といった大きな効果が生まれています。また、土砂崩れなどの災害時における代替路（ダブルネットワーク）が確保されたことも大変大きな意義があります。4月16日に、愛知県、新城市とともに国交省へ御礼訪問させていただきました。また、22日には中部地方整備局へもお礼に伺っています。

そして、6月1日には愛知県・静岡県・長野県で組織する三遠南信道路建設促進期成同盟会総会が東京で開催され、出席させていただき、終了後は財務省、国交省を訪問し、長野県知事を先頭に3県での要望活動を行い、早期全線開通をお願いするとともに、予算確保もお

願いしてまいりました。

次に国道473号・月バイパスについてございます。

昨年、10月21日につきトンネルの貫通式が行われたのは、ご承知のとおりであります。その後、神田トンネルの掘削工事が本格的に始まり、順調に工事が進み、今月の24日に神田トンネル(480.4m)の貫通式が現地で開催されます。つきバイパスの延長は3.4Kmです。現道は、復員も狭く、落石も多く、極めて悪い道路であります。今後も橋梁はじめ他の工事を順調に進めていただき、早期開通ができますようお願いするものです。

次に県代行町道本郷下川農免線の改良工事につきましては、中電変電所から岡本にかけての、将来の延伸に向け引き続き検討してまいります。

寄近橋の陥没の件は、すでに調査は終了してはいますが、工法を含めどのように進めていくのか検討をしていますが、もう少し時間がかかりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に中学校海外派遣事業につきましては、中学3年生22名と引率教員4名の26名が参加して、カナダへ5月21日から27日の5泊7日で実施し、無事に全日程を終えています。中学生の皆さんに

は、この貴重な体験を学校や地域に、また折あるごとに多くの方にも伝えていただければ大変うれしく思います。そして、例年の通り、10月の明神祭で報告されると思います。

次に旧東栄医療センター解体についてです。

令和4年11月に地域包括ケアを担う拠点として、診療所、保健センター機能（行政の福祉部署）社会福祉協議会が入る複合施設「東栄ひだまりプラザ」が完成し、今年4年目を迎えます。それに伴い、現在利用されていない旧東栄医療センターの建物解体に向け、令和7年度にアスベスト調査を実施し、本年度は解体工事の実設計業務を現在発注したところであります。

次に役場本庁舎整備方針の検討につきましては、以前議会全員協議会において、説明させていただいておりますが、庁舎はご承知のとおり、昭和32年の建築から約70年が経過し老朽化が進み、雨漏りや水道漏れなど、いたるところで支障をきたしています。全国で毎日のように地震が発生しておりますが、この建物は耐震基準を満たしていません。当初予算でお認めいただいておりますので、将来の新庁舎整備に向けて、多様な意見の収集、分析等を行い、整備方針を定める

ため、本庁舎整備方針策定委員会の設置等、またアンケート調査をはじめとして、庁内・庁外での議論を重ねながら進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

上下水道一本化に向けた動きについてであります。ご承知の通り、矢作川流域を中心に西三河地域において、「上下水道一本化」に向けた検討が開始され取り組みを進めており、2025年12月に西三河地域での協議会が設立されました。一方、東栄町を含む東三河においては、2026年1月に準備会ができ、現在協議会設立に向け、検討を進めていますので、よろしく申し上げます。

次に、北設広域事務組合についてです。

最初にゴミ処理の広域化についてです。以前も説明しているとは思いますが、新城市との協議と並行して、広域化に向けた北設管内の「ごみの収集や搬出」のあり方等について、具体的な検討を進めてまいります。

次に北設情報ネットワークの民間移行につきましては、昨年度に旧設楽町地区の第1期工事が実施され、「100kmの光ケーブル敷設」と「2箇所の基地局を整備」が完了しております。今年度、完了

工事エリアの「加入者宅の切替工事」が行われます。

本年度は、第2期工事の旧津具村地区、東栄町、豊根村の「光ケーブル敷設工事」と「基地局整備」を行います。したがって、各地区の住民説明会を実施してまいります。

今後も、民間移行にまつわる必要な情報提供は、議会はもちろん住民へも広報誌等を通じて行ってまいりますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

最後に免職処分地位確認等請求控訴事件についての報告とお詫びをさせていただきます。議会においては、4月30日に開催した議会全員協議会において報告させていただき、その折に元職員の復職希望の件（この段階では調整中）、そして、令和5年からの給与支払い等について、6月議会での補正予算計上を報告させていただきました。また、各議員からは、お一人ごとにご質問ご意見をいただいております。

したがって、本議会において、それに関連する給与費等、また損害賠償額を補正予算としてお願いするものでございます。復職は、当事者との調整に大変時間を要したことから、最終的に5月25日付けで生活環境課（上水道係）での勤務となりました。

全員協議会の折にもお話をさせていただいた通りではありますが、最高裁への上告を断念し、4月9日に「判決確定後のコメント」をさせていただいたとおり、「本町の提出した証拠不十分であるとの判決をいただき、その結果を静粛に受け止めております。本町の主張が、証拠不十分として認められなかったことは誠に遺憾であります。これまで真摯に事実関係を主張してまいりましたが、司法の理解を得られなかったことは大変残念に感じております。

結果として町の正当性を証明できなかったことは、町民の皆様に対し申し訳なく思っております。今後は事務手続きの透明性や記録の保存を徹底し、二度とこのような事態を招かないよう、適正な行政運営に全力を尽くしてまいります。

ただし、「任命権者に一定の裁量は認められる」とされたこと。しかしながら、延長することの必要性や合理性が求められるということが、一番の論点であったと思います。」

今回は、証拠不十分とされ、町側の調査やプロセスの甘さによって、「バックペイと遅延利息という公金を支出することとなります。」そのことに対して、住民に陳謝申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、このような事態を起こさないように、

通報や相談窓口の強化、客観的な事実の記録など、証拠を揃えて厳罰に処することとも考えられるため、適切な職場づくりに努めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、参議院議員選挙の件につきましては、まだ捜査中の段階でありますので、ここでの報告はありません。

以上で諸行政の一端をご報告申し上げ、行政報告とさせていただきます。

次に今議会に提案しております議案の大綱説明をさせていただきます。

今回議会に上程いたします議案等につきましては、議案7件、承認2件、同意案3件、報告3件、合わせて15件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

では各議案について簡略に説明いたします。

承認第2号 令和7年度東栄町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認を求めることについては、令和7年度予算繰越明許のうち、農業集落排水事業特別会計への繰出金について補正する必要

が生じたので、3月31日付で専決処分したものです。

議案第45号 東栄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、こども子育て支援祉法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものです。

議案第46号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、社会経済情勢を鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償の額を改正するものです。

議案第47号 損害賠償の額の確定については、免職処分地位確認等請求控訴事件について判決が確定したため、地方自治法の規定により遅延損害金にかかる議決を求めるものです。

議案第48号 東栄町指定金融機関の指定については、令和8年6月30日で期間満了となることから、愛知東農業協同組合を今後2年間指定金融機関に指定するものです。

議案第49号 令和8年度東栄町一般会計補正予算（第1号）につ

いては、5,414万6千円を増額補正するものです。

内容は、庁内ネットワーク保守委託料、広報とうえいに係る印刷製本費、指定金融機関派出所業務委託料、元気な地域づくり支援事業、復職した職員に係る人件費及び遅延損害金、障害自立支援給付支払システム改修委託料、令和7年度物価高対応子育て応援金手当返還金、保育園に係る伐根及び築山階段撤去工事、福祉課会計年度職員の社会保険料、健康管理システム改修業務委託料、有害鳥獣対策事業補助金、千代姫荘オイル地下タンクライニング工事、小規模林道事業、家計応援事業に係る経費、とうえい温泉修繕料、新城消防東栄分署に係る修繕料、消防退職団員報償金、高校生通学等支援事業補助金が増額のおもなものです。

一方、林道開設及び改良事業、建設課会計年度職員に係る人件費、を減額します。

これらに充てる歳入については、障害者自立支援給付支払システム改修費補助金、感染症予防事業等補助金、母子保健衛生費補助金、妊婦のための支援給付金、地方創生臨時交付金、山村地域鳥獣被害防止対策事業補助金、小規模林道事業補助金、森づくり基金繰入金、東

栄診療所特別会計繰入金及び町債を見込むとともに、林道開設事業補助金、林道改良事業補助金、林道開設事業寄付金及び前年度繰越金を減額します。

議案第50号 令和8年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)については、3,000万円の増額補正で、内容は令和7年度に実施した東栄診療所の電子カルテシステム改修事業に係る特別調整交付金が決めたことによる、東栄診療所特別会計への繰出金です。

議案第51号 令和8年度東栄診療所特別会計補正予算(第1号)

については、3,000万円の増額補正で、内容は令和7年度に実施した東栄診療所の電子カルテシステム改修事業に係る特別調整交付金が、国民健康保険特別会計から繰り入れられたことに伴い、一般会計に繰出すものです。

承認第3号 東栄町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

を求めることについては、軽自動車税の環境性能割の廃止等に係る

改正について、3月31日付けで専決処分したものです。

同意案第2号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について

は、令和8年8月11日付で任期満了になることに伴い、委員の選任について同意をお願いするものです。

同意案第3号 東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについては、令和8年7月26日付で任期満了になることに伴い、委員の任命について同意をお願いするものです。

同意案第4号 東栄町教育委員会委員の任命については、令和8年

6月30日付で任期満了になることに伴い、委員の任命について同意をお願いするものです。

報告第1号 令和7年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書につ

いては、令和8年度に繰越した事業について報告するものです。

報告第2号 令和7年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について

は、継続費により実施している事業について、令和8年度に繰越した額について報告するものです。

報告第3号 株式会社とうえいの経営状況については、令和7年度の経営状況を報告するものです。

以上であります。副町長始め担当課長から詳細については説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。